

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○新谷委員長 次に、堤かなめ君。

○堤委員 立憲民主党の堤かなめです。

学校での働き方改革について質問いたします。
今、学校が大ピンチです。

資料一、教職員の病気休職者数の推移を御覧く
ださい。平成十三年から令和四年まで、つまり二
〇〇一年から二〇二二年まで二十一年間の推移を
示したものです。この間、病気休職者は五千二百
人から八千七百九十三人に増加、つまり、およそ
二十年で一・七倍に増加しています。そのうち精
神疾患の休職者は二千五百三人から六千五百三十
九人に増加、つまり、およそ二十年で何と二・六
倍、二・六倍にも増加したということです。

厚生大臣にお聞きします。

働く人たちの精神疾患や過労死を防止すること
は厚労省の主たる課題の一つかと思えますけれど
も、教職員の精神疾患による休職者が増加してい
る、およそ二十年で二・六倍にも増加しているこ
とについて、率直な御所見をお聞かせください。

〔委員長退席、大串（正）委員長代理着

席〕

○武見国務大臣 委員御指摘のこのグラフを見ま
しても、教職員の病気休職者数の推移というのは
やはり深刻な課題として受け止めるべきだとい
ふふうに思います。

その上で、公立学校教職員の人事行政状況調査
におきまして、精神疾患による教職員の病気休職
者数が増加傾向にあることは承知しております。

そこで、増加の原因については調査を実施した文
部科学省において分析されているものと思いま
すけれども、労働行政を担当する厚生労働省とし
ても、この状況に対してしっかりと注視をしていく
必要がある、このように考えます。

○堤委員 厚生労働省としてもしっかりと注視を
していくということ、必要があるということをお
答えいただきました。ありがとうございます。

大臣、過労死ラインを超えると、精神疾患だけ
でなく、脳や心臓疾患のリスクが高まる、脳や心
臓疾患のリスクが通常の二倍から三倍に高まる
というふうに言われていますけれども、いかがで
しょうか。

○武見国務大臣 労災保険の中では過労死ライン
という言葉は使っていないんですけれども、発
症前一月間におおむね百時間、それから、発症
前二か月間ないし六か月間にわたって一か月に当
たりおおむね八十時間を超える時間外労働が認め
られる場合は、業務と発症との関連性が強いと評
価をして、労災認定の対象にしております。

○堤委員 やはり、過労死ラインという言葉は使
っていないけれども、そういう過労死ライン、百、

一か月に八十時間もの残業ですとかが増えると過
労死のリスクが高まるということでもよろしいわけ
ですね。

文科省が昨年四月に公表した教員の勤務実態調
査によりますと、この過労死ライン、これは一般
に過労死ラインというふうにも言われていると思
いますが、これを超えて、それを私は厚労省も認
めていただきたいなど逆に思いますけれども、こ
の過労死ラインを超えて働いていた教員が、中学
校では三六・六％、小学校では一四％だとい
うことです。つまり、中学校では四割弱、小学校では
一割弱が過労死ラインを超えて働いている。

この文科省の調査結果、厚労省としても深刻に
受け止めるべきだと思いますけれども、大臣のお考
えをお聞きします。

○武見国務大臣 小中学校の教員の皆さんを含め
まして、長時間労働など、職場環境を原因として、
働く方が健康を害するようなことがあってはなり
ません。

御指摘の調査によりますと、総在校等時間が週
六十時間以上となる場合は、小学校で一四・二％、
中学校では三六・五％と、全業種平均である八・
九％よりも高いものとなっております。教員の環
境改善は重要な課題であるということが、こうし
たことから認識されます。

このため、文部科学省においては、働き方改革
のほか、処遇の改善、それから学校の指導、運営
体制の充実、これらを一体的に進めていく予定で
あるというふうにご承知しております。

厚生労働省といたしましては、過労死等防止対

策推進法に基づき策定された過労死等の防止のための対策に関する大綱を踏まえまして、文部科学省や関係府省とともに長時間労働の削減に向けた取組を行っているところでありまして、したがって、引き続き、こうした観点からしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○堤委員 教員の皆さんの環境改善にもしっかりと取り組んでいくというお答えだったと思います。ありがとうございます。

では、給特法について、関連して聞きたいと思っております。

そもそも、この文科省の調査は勤務実態を正確に把握できているのかという強い疑念が持たれております。

資料の二、毎日新聞の記事です。一昨年五月の記事になっておりますが、この見出しには、「過酷勤務 鮮明に」「休憩時間ゼロ 教員の半数」「過労死ライン超 中学七四％」、記録書換え要求と記されています。傍線部の①ですけれども、名古屋大学大学院の内田良教授らのグループが小中学校教員に実施した独自調査の結果を公表したと。時間外労働では、中学校教員の七四・四％が過労死ラインを超えていたということでございます。

少し時間の差は、調査実施の時期の差はございますけれども、文科省の調査では四割ですけれども、それよりも三割以上多いということでございます。この三割以上の乖離が生じた理由の一つは、この記事にもあります、過少申告ではないかということだと思います。

傍線の②のところを御覧いただければと思えます。残業時間を少なく見せるため、管理職による勤務記録の書換え要求が横行している、過去二年ほどの間に勤務記録を少なく書き換えるように求められたことがあるかを尋ねたところ、全体の一六・六％があると回答ということでした。

文科省にお聞きしますが、このような過少申告を把握しているのか、教えてください。

○浅野政府参考人 お答えいたします。

個々の教育職員の勤務時間の把握は、服務を監督する教育委員会の責任の下、適切に行われるべきものであり、文部科学省において個々の過少申告を把握している状況ではございませんが、勤務時間の正確な把握は働き方改革を進めていく上での出発点であり、これまで、いわゆる給特法に基づき文部科学大臣が定める指針において、ICTの活用等による客観的な勤務実態の把握を服務監督教育委員会に対して求めるとともに、虚偽の記録を残すことはあってはならないと示しております。

さらに、指針のQアンドAにおきましては、万が一校長等が虚偽の記録を残させるようなことがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得るということも明示させていただいております。

文部科学省としては、引き続き、各教育委員会に対して、文部科学大臣が定める指針の周知や取組状況の継続的な確認を行うなど、様々な機会を捉えて、適正な勤務実態の把握が行われるよう周知徹底してまいりたいと思っております。

○堤委員 通告しておりませんが、じゃ、懲戒処分を受けた、そういう学校長とか管理職がこれまでいらっしやるのかどうか、教えてください。

○浅野政府参考人 今現在のところ、そういった懲戒処分を受けているという者がいるという報告はいただいておりません。

○堤委員 この記事にもありますし、もう学校現場ではやはりサービス残業が横行しているということは本当によく聞くわけですね。なのに、こういった懲戒処分がゼロということは、やはりそれは文科省の御指導が機能していないんじゃないかということになると思えます。是非、きちんとした把握、正確な把握が出発点だというふうにもおっしゃっていただきましたけれども、本当にこれが、正確な把握が行われるように、是非もっと文科省としてきちんとしていただきたいということを強く申し上げておきます。

つまり、結局、現場では業務がすごく多くて、それを削減したり教員を増やしたりすることがなくて、時間管理だけが非常に厳しく言われているというふうなことで、やはり過少申告、サービス残業が横行するというところに結局なっているという、もうこれは全国的にすごく多く声が上がっているところだと思います。

御案内のように、過少申告、いわゆるサービス残業は、一般企業では違法です。労働基準法三十七条には、時間外労働、残業です、休日に労働した場合、割増し賃金を支払わなくてはならないと明記されています。つまり、明確な法律違反であって、懲役六か月以下又は三十万円以下の罰

金が科されます。懲戒処分ではなくて、もつと厳しいということですね。

しかし、その労働基準法が適用されない教員では、いわゆるサービスマンが、先ほどから申し上げておりますように横行しています。教員のサービスマンが、これをなくすためにどうすればよいとお考えでしょうか。通告しておりませんが、厚労大臣、是非、労働行政をつかさどる大臣として、どういうお考えか、お願いいたします。

〔大串（正）委員長代理退席、委員長着席〕

○武見国務大臣 厚生労働省の立場としては、労働行政を預かる立場でございますから、教員を含む労働者のメンタルヘルスの対策については重要な課題であるというふうに認識をしております。厚生労働省としても、そうした視点に基づきまして、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○堤委員 では、資料の三を見ていただきたいと思えます。月末一週間の就業時間が六十時間以上、これはいわゆる過労死ラインということですが、これも、この従業者の割合を産業別に見たものです。そうしますと、一番多いのが運輸業、郵便業の二・九％、次に多いのが教育、学習支援業の八・九％、三番目に多いのが六・七％の建設業となっております。

この①のところの建設業と②の運輸業、そして③の医師、この三つは、準備期間として、皆さん御承知のように、時間外労働の上限規制の適用が五年間猶予されておりましたけれども、来年四月か

らこの上限規制が適用されるということになります。

適用されますと、原則として月四十五時間、年三十六十五時間。上限規制に違反した場合は、先ほどもおっしゃっていたように、六か月以下の懲役又は三十万円以下の罰金という刑事罰が管理職に科せられるということになります。

一方、教員にも、残業時間についての上限が月四十五時間、年三十六十五時間以内と指針で定められておりますけれども、教員に限っては、先ほど懲戒処分はあるということでしたけれども、罰則はなくて、残業時間に応じた時間外手当も支給されないということになります。

これも、厚労大臣、済みません、通告しておりませんが、おかしいと思いませんか。そうか。こういったことで、精神疾患や過労死が防げるといふふうにお思いでしょうか。

○武見国務大臣 文部行政の方に私はちよつと言及するわけにはいかないのでありますけれども、しかし、労働行政の立場から考えると、先ほども申し上げたとおり、こうした教員、労働者としての教員の健康管理というのは、メンタルヘルスを含めて極めて重要な課題であつて、これらの課題については、引き続き、きちんと雇用管理ができるように取組を進めていきたいと考えております。

○堤委員 資料三にありますように、この一番多い運輸業ですね、②のところですが、運輸業ですとか、三番目に多い建設業、①のところですが、について、そして医師についても、先ほど

申し上げましたように、厚労省が非常に努力して、猶予期間を設けながら上限を規制をしていったというところは、すごく厚労省が頑張っていると私は高く評価しております。

ですから、同じように、やはり教員についてもそういったことが大事ではないかというふうに思われるようにしていくべきではないかと思っております。

御存じのように、教員については、もう休職者が多くて、そしてこういったブラック職場ということがもう学生の間にも知れ渡って、教職希望者が非常に減少しているということなどによって深刻な教員不足に陥っていて、また、教員が来ないからまた過重労働になって、長時間労働になって、そして精神疾患になったりして、またそういう負のサイクルができてしまっているということです。その根本原因は、教員には労働基準法が適用されない、残業代が支払われないとする給特法にあるということだと思います。もう大臣も御存じだと思いますが。

給特法、正式には、公立の義務教育諸学校等の教員職員の給与等に関する特別措置法ということですが、これも、教員の職務と勤務態様には特殊性があるとして、一律に給与月額額の四％を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。実質的には調整額相当を超える以上の残業をもうかなりしているにもかかわらず、時間外勤務手当が支給されないことから、

定額働かせ放題、定額働かせ放題とも言われている実態があります。

しかしながら、昨年五月の自民党特命委員会の提言及び中教審特別部会、審議のまとめでは、教職調整額の一〇%以上への引上げや、担任などへの手当創設などが盛り込まれました。しかし、これでは全く歯止めにはなりません。現場の方々は、給与が少し増えることよりも、長時間労働が是正されること、そして今の膨大な仕事量が減ること、それが大事だと考えています。定額働かせ放題の給特法は廃止すべきだと考えます。

武見大臣にお聞きいたします。

教員が一人一人の子供にゆとりを持って向き合うためにも、また、教職員の心身の健康を守るためにも、給特法を廃止すべきと考えますけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

○武見国務大臣 文部科学省所轄のこの給特法については、私も存じ上げておりますけれども、これは厚生労働省の所轄外なので、あえて発言は控えさせていただきます。

しかし、他方で、厚生労働省としては、教員を含む労働者のメンタルヘルスなど、この健康管理については、これはもう非常に重要な課題だという認識を持っておりまして、厚生労働省として、そうした立場から取り組んでいきたいと考えています。

○堤委員 厚労省のホームページには、過労死ゼロを実現するため、厚労省としても、関係省庁と連携を図りながら各対策に取り組んでまいりますというふうに明記されております。是非文科省とも連携しながら、是非強く給特法の廃止を大臣か

らも働きかけていただきたいというふうに思っています。

給特法は、一九七一年、五十年以上も前に制定されたものです。言うまでもありませんけれども、この五十年は、高度成長、バブル経済、そしてバブルが崩壊して、日本社会は大きく変わったわけでございます。子供たちの状況も変わっておりまして、不登校も増えたり、子供たちの自殺も増えたりという状況で、子供たちを囲む社会環境、教育の在り方、学校の役割なども大きく変わりました。学校での働き方も根本から見直すべきだと思います。

また、中教審特別部会は、業務削減については、業務移行の推進、PDCAサイクルの構築、見える化を進めるとしていますが、実効性ある業務削減策は示されていません。教職員定数改善については、小学校、教科担任制の中学年への拡大、スタッフ職の拡充にとどまっています。本年度予算においては、二年前倒し分、三千八百人が措置されましたけれども、既存の学校数あるいは学級数からすると、高学年でさえもまだ充足されていません。中学年の措置の前に、まずは小学校高学年の措置を確実にする必要があるということも指摘させていただきます。

次に、授業時数の削減についてです。これは文科省にですけれども、標準授業時数を最低時数と捉え、標準授業時数を上回らなければならぬというふうに捉えている学校も多いと聞いています。また、小学校では、どの学年でも標準どおりに

設定しているのは四割前後にとどまっています。五割強が標準を上回る設定にしているという実態もあるというふう聞いております。学校現場の現状を鑑みれば、授業時数の標準ではなく上限、厚労省も労働時間を上限としていますけれども、やはり上限を決めないとする増え続けてしまいますので、上限を文科省としてきちつと示す時期にきているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○あべ副大臣 委員にお答えさせていただきます。御指摘いただきました標準時間数に関しましては、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するために必要な時間でございます。計画段階でこれを下回って教育課程を編成することは適当ではございませんけれども、他方で、例えば、年度末の段階で標準授業時数を必ず上回らなければいけないという認識も一部で生じているところでございます。

このため、文部科学省といたしましては、教育課程の実施段階におきまして災害や流行性疾患による学級閉鎖などの不測の事態も生じることでございますので、こうしたことよって標準時間数を下回った場合においても、このことのみをもつて法令に反するものではない旨、都道府県教育委員会に対してお示ししているところでもございます。

また、総時間数を含む教育課程につきましても、各学校の判断におきまして編成すると同時に、また、学校を設置、管理する教育委員会等におきまして適切に状況把握を努めていただくものでござ

ございますけれども、現に標準の時間時数を大きく上回って教育課程を編成している学校が一定数存在するという状況も確かにございます。

このため、文部科学省といたしましては、令和五年九月に、全ての学校に対して授業時数の点検を要請すると同時に、また、特に年間一千八十六単位時間以上の教育課程を編成している場合におきましては、見直すこと、これを前提に点検を行います。指導体制に見合った計画とするよう通知をしたところでございます。

各学校におきましては、こうしたことや学校指導要領の規定を踏まえつつ、学校や地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした教育課程を編成していただきたいというふうに考えているところでございます。

○堤委員 通知も出して、大きく上回って教員や子供たちが負担にならないようにしてくださいとあるということをお聞きしまして、少し安心いたしました。

福岡県では宗像市と福津市が予備時数をゼロにする、つまり、標準授業時数を上限とするというようなことも明言したというふうに聞いています。やろうと思えばできるということだと思います。予備時数をゼロを基本とした教育課程の編成を基本とすべきだと思っております。

また、小学校では、週二十六こま以上を受け持つ教員が四割以上も聞いています。教員一人当たりの持ち時間数についても上限を設定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○あべ副大臣 委員にお答えさせていただきます。

この令和四年度の教員勤務実態調査の結果におきましては、授業の持ちこま数は多いが受け持つ児童生徒数は少ない場合においては在校等の時間が短くなるなどの、教師の勤務負担を持ちこま数だけで測ることは十分ではないといった課題があるというふうに認識をしているところでございます。

このため、授業の持ちこま数におきましては、国が一律に上限を設けるのではなく、特定の教師に過度な負担が生じないように、例えば持ちこま数が多い教師にはその他の校務の所掌を軽減するなど、各教育委員会や学校の実情に応じて柔軟に対応すべきものというふうに考えているところでございます。

一方で、授業の持ちこま数の軽減を図ることは重要な課題と認識をしているところでございまして、特に授業の持ちこま数が多い小学校におきましては、教員定数の改善によりまして、教員、教科の担当制を進めているところでございまして、令和六年度予算に関しましては、当初予定いたしておりました令和七年度までの二か年分の改善数を前倒しして盛り込んだところでございます。

文部科学省といたしましては、引き続き、教育の質の向上に向けて、学校における働き方改革の更なる加速化、また処遇改善、学校の指導、運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めてまいります。

以上でございます。

○堤委員 私はまず、週二十六こまと聞いて、本当に何かくらくらする気がしました。といいます

のは、私は大学の教員をしておりますときに、武見大臣もそうですが、週二十六こまとか考えられない、週三こまでした。もちろん、九十分授業です。六こまということになりますけれども、一つが小中学校では二こまぐらいになりますので、六こまぐらいだと思います。

そういう、こま数をどうするかというのは、大学の教員にとっては非常に大きな課題で、週二十六こま、つまり大学の教員なら十三こまということになります。ちよつとこういうのはあり得ないなというふうに思ったりしましたけれども、授業を受ける子供たちの負担も無視できません。

東京学芸大学の森直樹教授が、昨年、公立小学校の教員を対象に行った調査の自由回答には、一日六時間の授業に苦痛を感じる児童もいる、六時間目は集中力もなく、形だけの学習になりがちだと思ふ、授業時数が多ければ学力が伸びるものではないといった意見が寄せられています。

子供たちと教員の心身の健康のためにも、授業時数の上限をまず設定し、その時数に合わせた教育内容と量に見直していただきますように強く要望し、質問を終わります。

ありがとうございました。